

# 令和7年度 唐津市立高峰小中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、策定するものとする。法第13条の規定により、学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの定義

法第2条の規定により、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

## 2 いじめに対する基本な考え方

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であるという一貫した強い姿勢を貫く。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であるという認識を持つ。
- ③ 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に認識して指導にあたる。
- ④ 小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ。
- ⑤ いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織(チーム)で対応する。
- ⑥ 人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する。
- ⑦ 日ごろから子どもとのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努める。
- ⑧ 学校や子どもの様子を積極的に情報発信し、保護者との連携、信頼関係を一層深める。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。本校では、下記の取組を継続的に実施していく。

- ① 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。
- ② いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりをする
- ④ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりをする

- ⑤ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る
- ⑥ 読書活動・体験活動を推進し、豊かな心を養う
- ⑦ 児童生徒の自己有用感を高める
- ⑧ 児童生徒自らがいじめについて、自主的・主体的に学ぶ
- ⑨ 保護者・地域と連携しいじめ防止の取組を行う

#### 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ① 定期的な教育相談の実施
- ② 定期的なアンケート調査
- ③ Q-U、HyperQ-U等の客観的な資料による児童の人間関係・社会性の把握
- ④ 家庭訪問・二者面談の実施、学級だより・連絡ノート等を使った保護者との連携
- ⑤ 児童生徒及びその保護者、教職員が日頃から相談しやすい雰囲気、体制づくり

#### 5 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

##### ① いじめ防止のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務・生徒指導主事・生活指導担当・当該担任からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### ② 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

##### ③ 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

## 組織的ないじめ対応の流れ

### いじめ情報

#### 情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

#### ① 指導・支援体制を組む

- 組織で指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担)

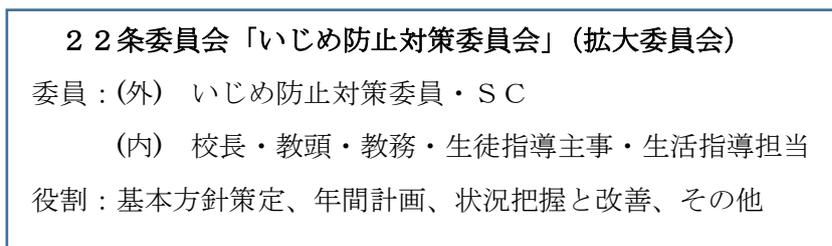
#### ③-A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

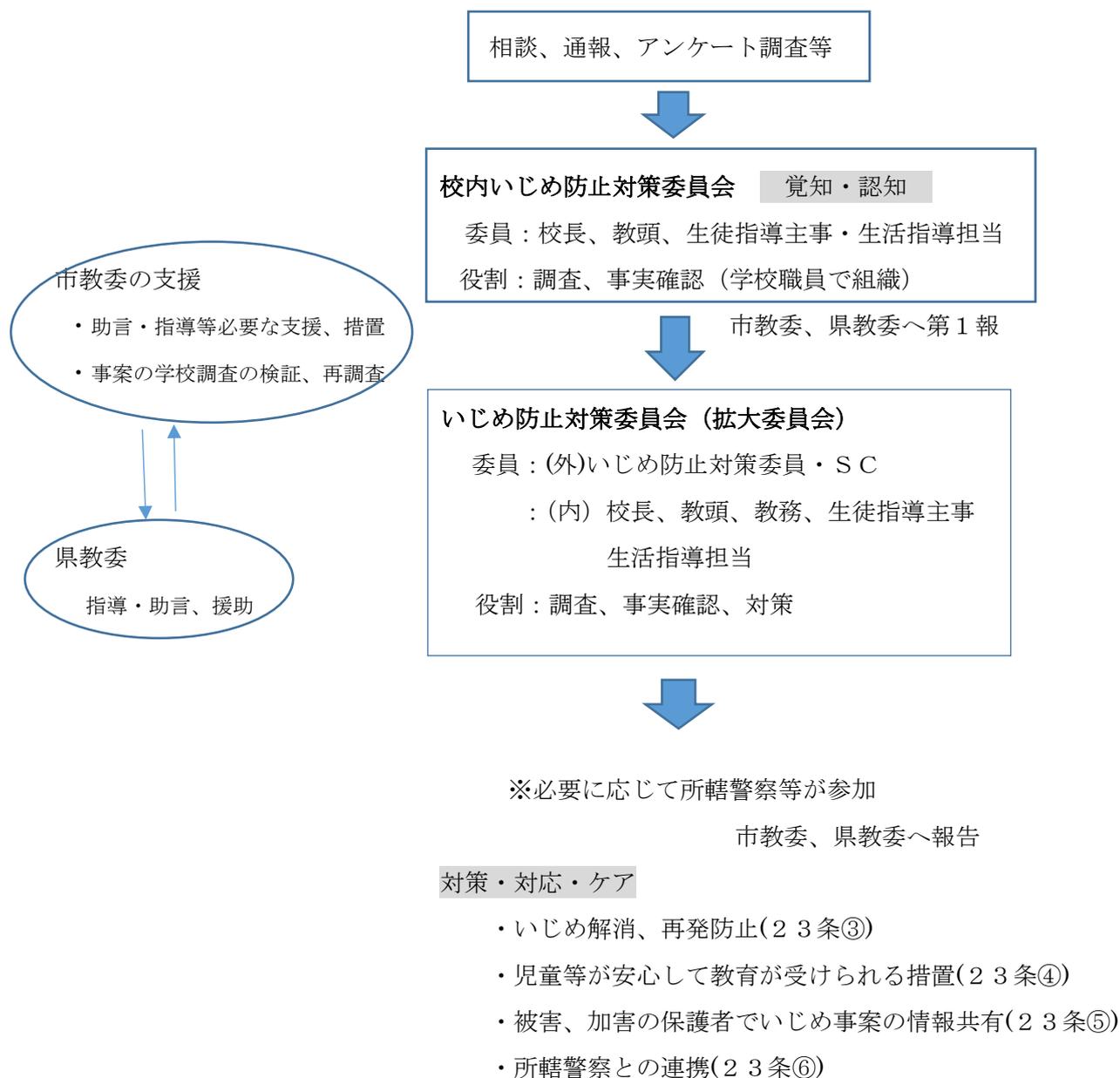
#### ③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学との連携について話し合う

## いじめ防止への対応(常設)



### ● いじめ発生時の対応 (通常対応)



● いじめ発生時の対応（重大事態）

第28条第1項

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 心身に重大な被害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 など

(2) 児童生徒が相当の期間、欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む

○ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき

